

## 指導費に係る受益者負担の在り方について

### 1 熊本市部活動改革検討委員会 中間報告より

基本方針Ⅳ 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う

- ④ 指導に係る費用について、公費負担を念頭に置きつつも、受益者負担の在り方についても検討を行う。

持続可能な運営体制の構築のため、指導費も含めた運営費用の確保が必要となる。この内、指導費については、受益者負担のあり方についても検討を行う。

### 2 指導費に係る受益者負担の試算について

#### 【試算の前提】

- ・指導者は、2人体制を想定する。  
(4人以上の指導者でローテーションを行い、常時2人で指導を行う。)
- ・2人体制については、顧問:部活動指導員(教職員を含む)1人、副顧問:サポートスタッフ(大学生、指導歴の浅い指導者)1人を想定する。
- ・部活動加入者数は、R5年度の12,552人と想定する。
- ・部活動数は、420部(適正化によりR5年度の571部から約30%減)を想定する。
- ・今回新たに発生する指導者への対価を指導料負担額(年額、月額)として試算する。
- ・実費相当分は、R5年度の平均額(月額2,139円)と想定する。
- ・人材バンクの運営費は行政負担(公費)とする。
- ・受益者負担を行う場合は、どの部であっても、部員が何人であっても定額制として試算する。

(1) 試算1:指導者への対価が、顧問1,600円、副顧問1,000円の場合

	月額 (60時間想定)	年額 (735時間想定)	全体年額 (420部)
顧問指導費	96,000円	1,176,000円	4.9億円
副顧問指導費	60,000円	735,000円	3.1億円
指導費総額	156,000円	1,911,000円	8.0億円

#### 受益者の負担額

指導費負担率	指導費負担総額	部活動加入者数	指導費負担額 (年間)	指導費負担額 (月額)	月額負担総額 (+2,139円:実費相当分)
30%	2.4億円	12,552人	19,183円	1,599円	3,738円
50%	4.0億円	12,552人	31,972円	2,664円	4,803円
100%	8.0億円	12,552人	63,944円	5,329円	7,468円

(2) 試算2:指導者への対価が、顧問 2,500 円、副顧問 1,300 円の場合

	月額 (60時間想定)	年額 (735時間想定)	全体年額 (420部)
顧問指導費	150,000円	1,837,500円	7.7億円
副顧問指導費	78,000円	955,500円	4.0億円
指導費総額	228,000円	2,793,000円	11.7億円

受益者の負担額

指導費負担率	指導費負担総額	部活動加入者数	指導料負担額 (年間)	指導料負担額 (月額)	月額負担総額 (+2,139円:実費相当分)
30%	3.5億円	12,552人	28,037円	2,336円	4,475円
50%	5.9億円	12,552人	46,728円	3,894円	6,033円
100%	11.7億円	12,552人	93,456円	7,788円	9,927円

### 3 受益者の許容できる負担額について

(1) 令和4年12月実施アンケート結果

・中学生保護者、小学校6年生保護者の平均額を第2回資料p33より試算。

中学生保護者	小学校6年生保護者
2,914円	3,672円

※現在の実費相当分(R5平均額:2,139円)を含めた金額である。

(2) 部活動に求めるニーズ別の許容できる負担額

※学校部活動改革検討に係るアンケート(令和4年12月実施)より、部活動に求めることを以下の(ア)、(イ)に分類し、それぞれの保護者が毎月許容できる負担額を表すもの

※現在の実費相当分(R5平均額:2,139円)を含めた金額である。

金額内訳	(ア)専門の指導者から教えてもらいたい				(イ)初めての人も気軽に参加できるような、楽しむことを中心とした活動をしたい			
	A:中学生保護者		B:小学6年生保護者		C:中学生保護者		D:小学6年生保護者	
①月1,000円以下	230人	13.2%	60人	5.4%	213人	16.7%	160人	13.4%
②月2,000円程度	461人	26.4%	169人	15.1%	395人	30.9%	287人	24.0%
③月3,000円程度	584人	33.4%	319人	28.5%	441人	34.5%	396人	33.2%
④月4,000円程度	83人	4.7%	57人	5.1%	40人	3.1%	46人	3.9%
⑤月5,000円程度	325人	18.6%	337人	30.1%	164人	12.8%	250人	20.9%
⑥月6,000円程度	15人	0.9%	40人	3.6%	11人	0.9%	16人	1.3%
⑦月7,000円程度	21人	1.2%	31人	2.8%	4人	0.3%	14人	1.2%
⑧月8,000円程度	12人	0.7%	41人	3.7%	2人	0.2%	13人	1.1%
⑨月9,000円程度	9人	0.5%	30人	2.7%	5人	0.4%	4人	0.3%
⑩月10,000円以上	9人	0.5%	35人	3.1%	4人	0.3%	8人	0.7%
計	1,749人	100%	1,119人	100%	1,279人	100%	1,194人	100%
平均額	3,067円		4,176円		2,737円		3,157円	

平均額の比較			
(ア)と(イ)の比較		中学校と小学校の比較	
A-C	B-D	B-A	D-C
330円	1,019円	1,109円	420円

※小・中学生保護者ともに(2)より(1)の金額が高く、専門的な指導を受ける場合は、指導費が高くなることに一定の理解があると考えられる。特に小学生保護者は、専門的な指導を受ける場合は、5,000円程度の負担が可能との回答が一番多かった。

※中学生保護者と小学生保護者を比較すると、小学生保護者の方が、許容できる負担額が高く、理由としては、現在クラブチームや習い事等に係る費用が高額なため、金額も高くなっているものと考えられる。

※中学生保護者は、専門性の有無にかかわらず、現在の部費(実費負担 R5:2,139円)を大きく超えるような負担は望んでいないと考えられる。

## 4 参考(熊本市の就学援助制度について)

(本市就学援助制度説明資料より)

### ① 就学援助とは

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対して、就学に必要な費用を援助する制度です。

### ② 対象

小中学校に在籍する児童生徒の保護者等で、前年度又は当該年度に次のいずれかに該当する方が対象となります。(私立中学校は対象外となります。)

	申請理由	添付書類	お問い合わせ先
(1)	生活保護の廃止又は停止	保護廃止・停止決定通知書	各区保護課
(2)	市町村民税の非課税の決定	証明書の添付は不要 ※ただし、転入・単身赴任等により熊本市で課税状況の確認ができない方は、「個人番号届出書」の提出が必要	各学校
(3)	国民年金の掛金の免除の決定 ※1/4免除は除く	国民年金保険料免除申請承認通知書	日本年金機構年金事務所
(4)	児童扶養手当の支給の決定	児童扶養手当証書	各区保健子ども課

(1)～(4)の申請理由に該当しない場合でも、経済的な理由で生活にお困りの方で、同一生計の家族全体の所得が限度額以下、または失業・倒産・災害(熊本地震を含む)・事故等の特別な理由で、お子さんを就学させることが困難な場合については、所得額が次の基準額以下の世帯については対象となります。

世帯の人数	所得基準額※1	給与収入の金額(目安)
2人	206万円	320万円
3人	244万円	372万円
4人	288万円	427万円
5人	326万円	475万円
6人	365万円	523万円
7人	405万円	573万円
8人	453万円	633万円
9人	501万円	690万円
10人	549万円	743万円

11人以上の場合は、1人増えるごとに、48万円を加算します。

※1 「所得額」が「所得基準額」以下であるかどうかは、源泉徴収票や確定申告書等を参考にしてください。

③ 援助費目

	小学校		中学校	
学用品費等	1年	13,230円	1年	25,040円
	2～6年	15,500円	2～3年	27,310円
新入学児童生徒学用品費（※1）	54,060円		63,000円	
修学旅行費	実費		実費	
校外活動費	実費（※2）		実費（※2）	
学校給食費	実費		実費	
通学費	実費（※3）		実費（※3）	
医療費	実費（※4）		実費（※4）	

※1 小中学校1年生で入学式までの認定者のみが対象となります。

※2 少年自然の家等で実施される宿泊を伴う校外活動に係る経費

※3 次のいずれかの基準を満たす児童生徒の通学に利用する公共交通機関の旅客運賃

・片道の通学距離が小学生は4km以上、中学生は6km以上の児童生徒（校区外通学を行っているものを除く）

・特別支援学級に在籍する児童生徒（通学距離を問わない）

※4 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療のための医療に要する経費

【対象となる疾病】

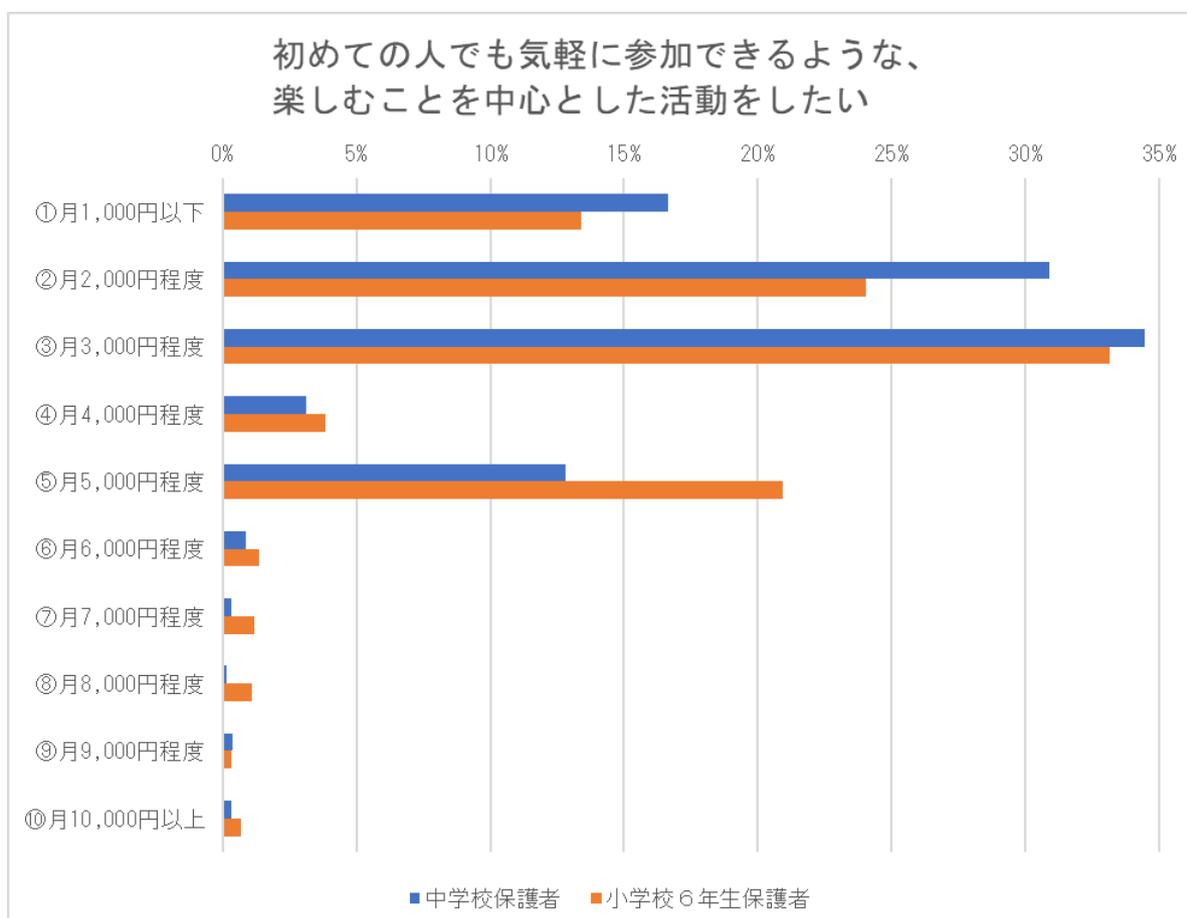
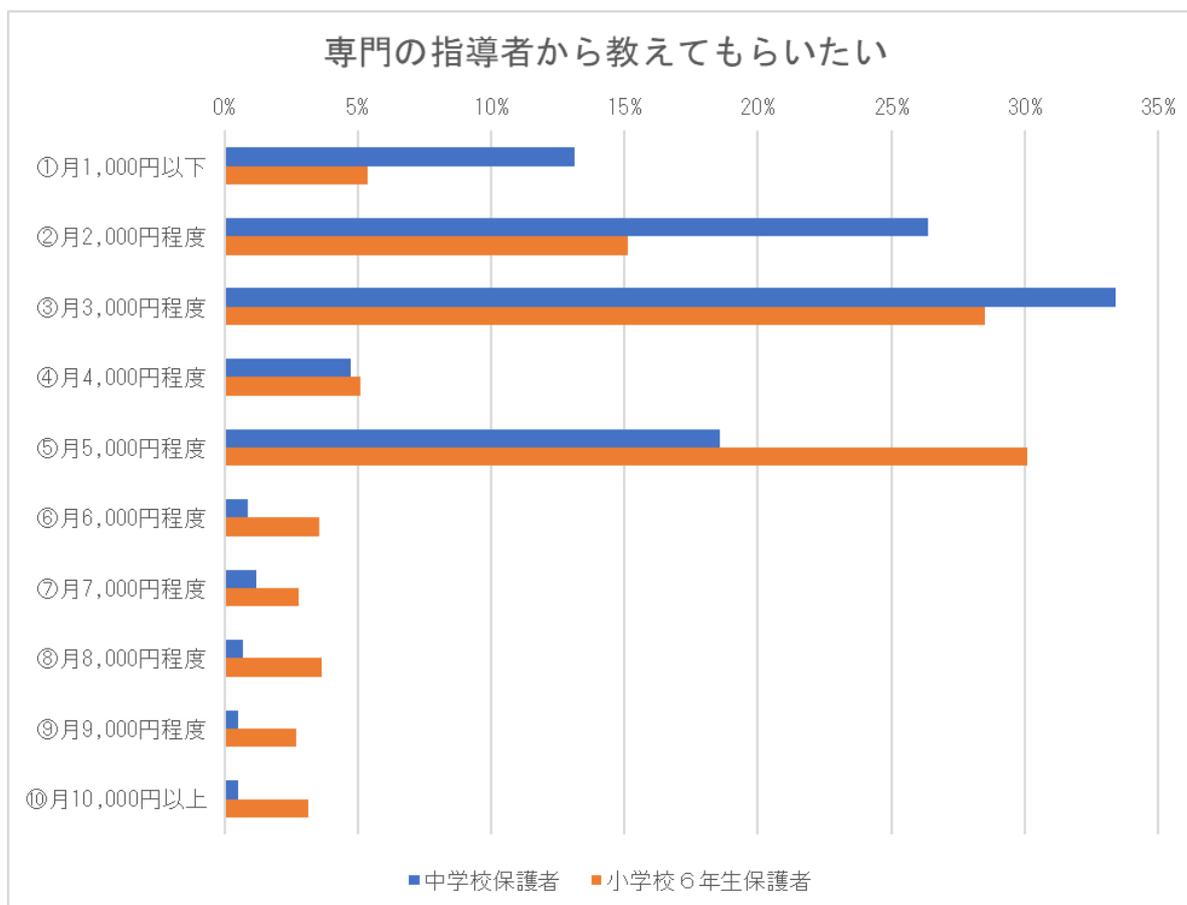
- 1 トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性結膜炎は除く）
- 2 白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び膿痂疹（のうかしん）
- 3 中耳炎
- 4 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- 5 う歯【虫歯】
- 6 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

④ 政令指定都市におけるクラブ活動費支援状況（令和5年度）

都市名	令和5年度の支給費目	
	クラブ活動費	
	小学校	中学校
川崎市	費目なし	1年生：20,040円 2年生：13,080円 3年生：5,640円
横浜市	実費 上限2,760円	1年生：30,150円 2年生：20,100円 3年生：10,050円
大阪市	実費額	実費額

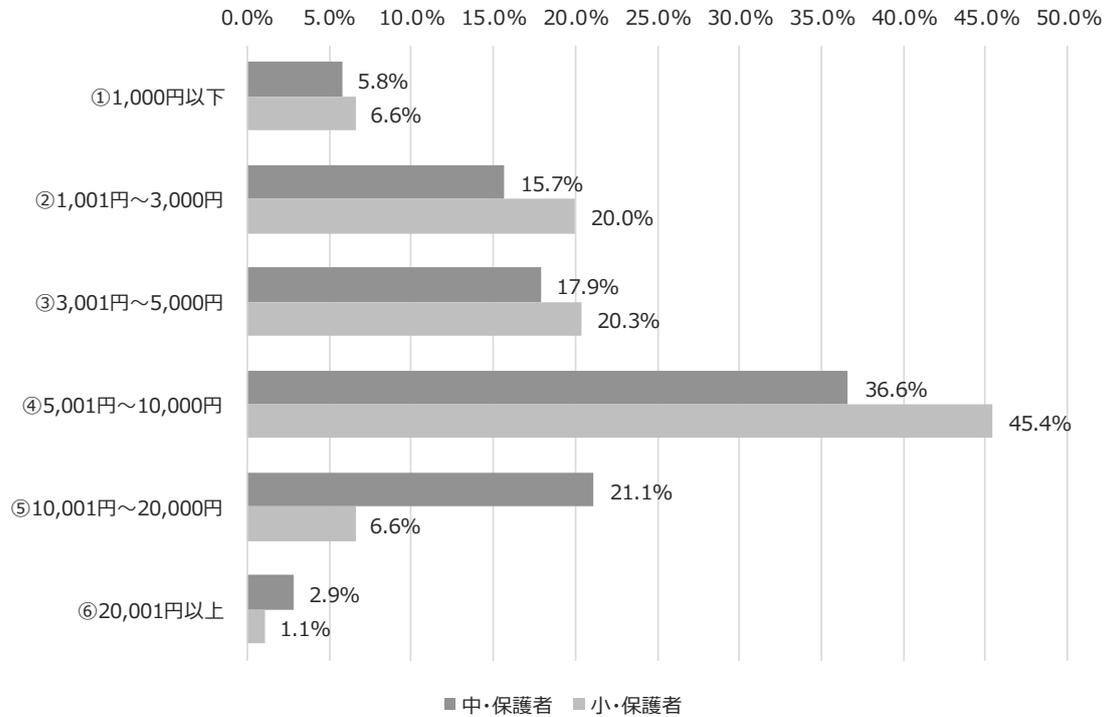
## 5 参考資料

(令和4年12月保護者アンケート結果より)



### 問15 お子さんが所属しているクラブ（スクール）に、会費として定期的に支払っている費用負担額は、一月当たりどの程度ですか。

所属しているクラブ（スクール）に会費として定期的に支払っている一月当たりの費用負担額は、中学生保護者、小学生保護者ともに「5001円～10,000円」が最も多い。中学生保護者では、「10,001円～20,000円」、「3,001円～5,000円」が続いている。小学生保護者では、「3,001円～5,000円」、「1,001円～3,000円」が続いている。



	中・保護者	中・保護者割合	小・保護者	小・保護者割合
①1,000円以下	77	5.8%	612	6.6%
②1,001円～3,000円	207	15.7%	1,844	20.0%
③3,001円～5,000円	236	17.9%	1,880	20.3%
④5,001円～10,000円	484	36.6%	4,195	45.4%
⑤10,001円～20,000円	279	21.1%	608	6.6%
⑥20,001円以上	38	2.9%	101	1.1%
計	1,321		9,240	